

# インフレーションの基本的 規定性に関する一考察 (下)

— 適正外国為替相場論序説 —

佐藤俊幸

はじめに

- I 価値章標の本質と運動様式
  - II マルクス以前の価値章標学説の検討 …… (以上, 前号)
  - III 紙幣の流通法則と名目的価格騰貴 …… (以下, 本号)
    - 1. 論争の一部紹介
    - 2. 自説の展開
- おわりに

## III 紙幣の流通法則と名目的価格騰貴

紙幣数量の増加に伴う商品価格の騰貴は、流通する金の量は商品の価格によって規定され、流通する価値章標の量はそれが流通で代理する金鑄貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に、流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹に他ならない。それゆえ、インフレーションの基本的規定の把握にとって紙幣の本質とその固有の運動法則の重要性は決定的である。

しかし、こうした一見自明とも思われる視点が過去のインフレーションの基本的規定をめぐる論争において重視されてきたとは必ずしも言いがたいよ

うに思われる。こうしたことは、紙幣の代表金量の低下と度量標準の事実上の切下げとの関係を問うた論争において顕著にみるができる。『資本論』の1巻レベルの論争としては、流通必要金量の概念をどうおさえるかということや紙幣流通における「貨幣流通諸法則の反映」とはどのような意味か<sup>46)</sup>、といったことなどいろいろあるが、インフレーションとは何か、インフレーションとはどのようにして起こるか、というインフレーションの基本的規定について最大の論点を提起したのは、紙幣の代表金量の低下と事実上の度量標準の切下げをめぐる遊部久蔵氏、三宅義夫氏、岡橋保氏、飯田繁氏らに代表される論争であった。この論争の内容は、かい摘まんで言えば、次のようなものである。遊部氏は、紙幣の過剰による紙幣の代表金量の低下が度量標準の切下げを意味しないということを説き、商品と紙幣との等置関係の変動から価格騰貴が説明されるべきことを主張された（以後、この考え方を度量標準切下げ否定説と呼ぶことにする<sup>47)</sup>）。これに対し、三宅、岡橋、飯田の三氏は紙幣の代表金量の低下が度量標準の事実上の切下げを意味し、この度量標準の事実上の切下げによって商品価格が騰貴するとして遊部氏を批判する（以下、この考え方を度量標準切下げ肯定説と呼ぶことにする<sup>48)</sup>）。もともと、この“事実上の度量標準の切下げ”に、インフレーション論においてどのような地位をあたえるかという段になるとこの三氏は袂を別つ。三宅氏は、インフレーションの主要問題を物価騰貴の特殊的過程に見だし、この特殊的過程を生み出すものとしてこの事実上の切下げを決定的に重視する。飯田氏は、事実上の度量標準の切下げがインフレーションに固有であり、その基本的規定の核心をなすものであると主張される。三宅、飯田両氏が事実上の度量標準の切下げにインフレーション理解の鍵があるとされるのに対し、それと対極に立たれたのが岡橋氏である。氏は、事実上の度量標準の切下げにインフレーション理解の鍵があるのではなく、度量標準の切下げそれ自体にインフレーションの核心があると主張される。度量標準の切下げが事実上で行われようと法定上で行われようと、それは単なる方法上の差異でしかない。こうした方法

上の差異に固執する三宅氏や飯田氏のような考え方はインフレーションの本質視角をばやけさせる、という。以上のように、遊部氏は主に紙幣の代表金量低下と度量標準の切下げとの関係に対する理解を通じて、三宅、岡橋、飯田の三氏は主に“度量標準の事実上の切下げ”の地位に対する理解の在り方を通じて、インフレーションの基本的規定をどうみるかということをそれぞれの立場から問題提起されたのであった。

私は、紙幣の代表金量の低下が度量標準の事実上の切下げを意味し、度量標準の事実上の切下げによって価格騰貴が生じるとする点では、基本的に三宅、岡橋、飯田の三氏に賛成なのであるが、しかしまた“事実上の度量標準の切下げ”の地位に関して三宅説、岡橋説、飯田説にも問題があるように思われるのである。これら四氏の問題提起には次のような疑問が生じる。

まず第一に、紙幣の代表金量低下と度量標準の事実上の切下げとの関係に関わって。遊部氏は商品と紙幣との等置関係の変動から価格騰貴を説き、紙幣それ自体を価格決定に参加させているが、紙幣はその本質上、流通手段の代理であって、それ自体商品と等置されることによって価格決定に入り込むようなものではない。遊部氏の議論では紙幣の本質規定が曖昧になるように思われるのである。

第二に度量標準の事実上の切下げの地位をどうみるかということに関わって。三宅氏は物価騰貴の特殊な過程にインフレーションの主要問題をもとめ、それとの関係のなかでインフレーション論における“事実上の度量標準の切下げ”の地位をあたえられた。飯田氏は事実上の度量標準の切下げがインフレーションに固有であり、その核心があるとされる。岡橋氏は度量標準の切下げそのものにインフレーションの基本的規定を見だし、事実上の度量標準の切下げをインフレーションの一形態として位置付けられた。立場の違いこそあれ、三氏とも度量標準の切下げが決定的に重視されねばならないとする点では同一である。しかし、インフレーションが紙幣の過剰によって起こる物価騰貴である以上、その根本的問題は度量標準にではなく、物価騰

貴の根底にながれている法則のうちに、すなわち紙幣の流通法則のうちにあると言わねばならない。インフレーションの基本的規定は紙幣の本質や固有な運動法則の強制的貫徹との関わりのなかであたえられるべきであり、したがってまた事実上の度量標準の切下げの地位もこの紙幣の流通法則を根底にして論じられるべきであると私は考える。度量標準の事実上の切下げは紙幣流通法則が強制的に貫徹される際の媒介形態でしかない。三氏いずれにあってもインフレーションの基本的規定において紙幣の固有な運動法則の強制的貫徹があまり重視されていないように思われるのである。

そこで、私は、こうした論争の検討を通じて、紙幣の本質とその固有の運動法則との関連でインフレーションの基本的規定をあたえることがいかに重要であるかを本章で論じようと思う。第1節では論争の一部紹介を通してそこから提起される問題点を私なりに整理し、第2節でそれに対する私の見解を展開しようと思う。こうした作業を通してインフレの本質の一端にふれてみようと思うのである。

## 1. 論争の一部紹介

### (1) 紙幣の代表金量低下による度量標準切下げ否定説

この説の基本的な考え方は、こうである。① 紙幣の代表金量の低下は度量標準の切下げを意味しない、むしろ度量標準は不変である。② 商品価格が騰貴するのは、度量標準が切り下げられたからではなく、紙幣の代表金量が低下し、商品と紙幣との等置関係が変動したからに他ならない、と。例えば、遊部氏は次のように主張される。

「この場合〔インフレの際—佐藤〕価格標準はなんら変更されない。商品価値総額一千億労働時間——10万貫の金量が5億円でなくして10億円という価格を付与されるのは、純金二分が一円と呼ばれず一分を以て一円と称するに至ったためではなくして（もしそうならば価格標準の切下である）、

一円紙幣がもはや二分の金の価値を代表し得ず一分の金の価値しか代表し得なくなったために本来ならば購買手段としての一円の紙幣をもって実現されうるところの金二分と等しい価値ある商品が一円紙幣二枚と交換されるに至り該商品の価格は一円なるべきものが二円に名目的に騰貴せざるを得なくなったまでである」<sup>49)</sup>。

みられるとおり、氏は紙幣の代表金量低下の際の度量標準切下げをきっぱりと否定し、度量標準の切下げによってではなく、商品と紙幣との等置関係の変動によって価格騰貴を説いておられる。

ところで、この度量標準切下げ否定説の理論的支柱をなす①の主張の背後には、何よりも次のような考え方があった。すなわち、度量標準と紙幣の代表金量とは範疇として互いに全く別のものであること、度量標準は計算貨幣あるいは価値尺度に属する規定性であるが、紙幣の代表金量の低下は流通手段に属する規定性であるということである。例えば、遊部氏は次のように主張しておられる。

「インフレの場合の紙幣の減価は流通手段としての減価であって計算貨幣としての減価ではない」<sup>50)</sup>。

「価格標準が切下げられた——『事実上』にせよ——とみるのは、紙幣減価と価格標準切下との本質的差異を混同視するものである」<sup>51)</sup>。

紙幣の代表金量低下は度量標準の切下げを意味しないとみる久留間健氏もまた同じように主張される。

「価値章標としての貨幣の規定と価格の度量基準としての貨幣の規定とはまったく異った貨幣の規定性である。前者は流通手段としての貨幣の規定に属する問題であり、後者は価値尺度としての貨幣の規定に属する問題である。この点だけから見ても、紙幣の減価は、その概念規定自体において、度量基準の変更と区別されるべきはずであろう」<sup>52)</sup>。

度量標準は計算貨幣あるいは価値尺度に属する規定性であるが、紙幣の代表金量低下は流通手段に属する規定性であるとする立場にたつ度量標準切下げ

否定説の人達にとっては、度量標準が紙幣の代表金量低下によって切り下げられるなどと考えることは両範疇の混同以外のなにもものでもなかったのである。

以上、度量標準切下げ否定説の概要をみてきたが、この説は、紙幣の代表金量低下を事実上の度量標準切下げとしてとらえ、価格騰貴をこの事実上の度量標準の切下げから説く考え方はあまりにも対照的である。この説が提起した論点を改めて整理しておこう。① 紙幣の代表金量低下と度量標準の事実上の切下げとの関連をどうおさえるか（なお、この点は、他面では“度量標準とは不変的なものである”という主張とも結び付いているので、紙幣の代表金量の性格規定ばかりではなく、度量標準の本質的規定性とは何かという問題提起をも含んでいる）。② 紙幣過剰の際の紙幣の代表金量低下による価格騰貴をどう説くか、それは商品と紙幣との等置関係の変動によって説明されるべきであるのか否か、の二つである。

## (2) 紙幣の代表金量低下による度量標準切下げ肯定説

この説の基本的な主張は、こうである。まず第一に紙幣の代表金量低下は事実上、度量標準の切下げ（この度量標準の切下げは法定上の切下げとは峻別されている）を意味する、第二に価格が騰貴するのは、度量標準が事実上切り下げられたからである、という。例えば、三宅氏は次のように主張される。

「不換紙幣の流通量が流通必要金量の二倍となるならば、一円紙幣は750ミリグラムをではなく、375ミリグラムの金量しか代表しえなくなる。つまり、円という貨幣名は同じであるが、それはもはや、金750ミリグラムにつけた貨幣名ではなく、いわば、375ミリグラムにつけた貨幣名であるということになる」<sup>53)</sup>。

「紙幣流通量が必要金量の二倍となり、ポンドという貨幣名のいい表わす金量が事実上半減した〔度量標準の事実上の切下げ—佐藤〕さい、……諸商品の価値は二倍のポンド名の価格でいい表わされることになる」<sup>54)</sup>。

飯田氏も次のように語られる。

「“価格標準の事実上の切下げ事態”とは、象徴的な貨幣代用物としての価値表章・紙幣の発行・流通総量が流通必要量を額面的にこえることによって生ずるところの単位紙幣片の代表する量の低下——貨幣名＝価格名（一円・一ドル・一ポンドなど）の代表し・いいあわす金重量の事実上の減少・低下，おなじことながらを逆関係的に表現すれば，単位金重量（一オンス・一グラムなど）にあたえられる貨幣名・価格名の事実上の増大・上昇——現象をまさになす。だから，“紙幣減価”をこのように“単位紙幣片の代表する量の低下事象”とみることにしたいがそのまま“価格標準の事実上の切下げ事態”そのことをいみするまでのことだ<sup>55)</sup>。

「紙幣総量が額面的にはんらいの流通必要量をこえることによっておこるのは，単位紙幣の代表量の事実上の低下——価格標準の事実上の切下げ……による物価の一般的・名目的な騰貴現象であって……<sup>56)</sup>。

また岡橋氏も次のように述べておられる。

「紙幣の濫発によるインフレーションにおいて、『流通手段』の代表する量の減少が，理論構造のうえでは価格標準の変更，計算貨幣の機能の問題である……<sup>57)</sup>。

「過剰に発行された紙券はいまや純金二分を代表しえず，その半分の一分をしか代表しえなくなり，ここに一円は純金一分の貨幣名と化し，価格標準は半分に下げられるから，これまで純金二分と同じ価値をもっていた商品は二円の紙券と交換され，その価格は二円において均衡し，安定することができる<sup>58)</sup>。

「紙幣の専一的流通のもとにあつては，紙幣が流通必要量以上に乱発されると，価格標準は事実上切り下げられるので，これにもとづいて物価は名目的に騰貴する<sup>59)</sup>。

遊部氏は紙幣の代表量の低下と度量標準の切下げとは概念的に全く別のものであり，価格騰貴は度量標準の切下げ（たとえ事実上の切下げであれ）から

生じるのではないと主張された。しかしそれに対しては次のような疑問がすぐさま生じてくる。一元紙幣が二分の金をもはや代表しえず、一分の金しか代表しえなくなったということは、とりもなおさず事実上一元は金二分の貨幣名ではなく一分の貨幣名となったことを意味するのではないか、そして価格騰貴はかかる度量標準の事実上の切下げから生じるのではないか、と。こうした疑問を背景に三宅氏は「一元紙幣が金二分ではなく金一分しか代表しえなくなった、ということからなにびとの眼にもまず明らかなことは、金二分が一元という価格の度量標準にかんする従来の規定が実際に行われなくなっているということである。というのは、もしそうでなければ、円というのは金二分の貨幣名であるから、一元は金二分以外をいい表しうるはずがない、いいかえれば一元紙幣は金二分以外を代表しうるはずはないからである。この一事をもってしても氏〔遊部氏—佐藤〕の価格の度量標準固定不変説は手軽に覆すことができる」<sup>60)</sup>と述べ、また岡橋氏も「遊部氏によれば、金二分の貨幣名が一元であるにもかかわらず、紙券の一元はもはや、現実には、金二分と同じ価値ある商品と交換されえなくなったのは、いまや紙券の一元は金二分を代表しえずにその半分しか代表しえなくなったから……といわれるのである。……しかしながら、このように『事実上』価格標準の切下げなくして起こるところの紙幣の減価というものは、結局、紙幣と商品との間の不等価交換という事態にはかならないのではないか。……蓋しこの場合価格標準はなんら変更されず、一元は依然として金二分の法定計算名だからである」<sup>61)</sup>と主張したのであった。

ところで、紙幣の代表金量低下が度量標準の事実上の切下げを意味し、かかる度量標準の変更によって価格が騰貴するという点で軌を一にする三宅、飯田、岡橋の三氏も、インフレーション論において“事実上の度量標準の切下げ”にどのような地位を与えるのかという段になると、その考え方は大きく異なってくる。度量標準の事実上の切下げにどのような地位を与えるかという問題は事実上の度量標準の切下げと法定上の度量標準の切下げとの関連



をどうとらえるかという形で直接には問われたが、実はこの問題は根本的にはインフレーションの本質をどうみるかという事柄に関わってくる問題であった。そこで両氏のこの点についての見解もインフレーションの本質との関わりの中で展開されることとなったのである。

まず三宅氏の主張からみていこう。氏は、インフレーションにみられる物価騰貴の特徴的な過程（法定上の度量標準の切下げの場合とは異なり、インフレーションの場合は価格騰貴が同時に、一様に、比例的に起こるのではないということ）のうちインフレーションの主要問題があるという基本認識をもとに、インフレーション論における度量標準の事実上の切下げの地位を見いだされる。すなわち、インフレーションの場合は度量標準の切下げが法定上のものではなく事実上のものだからこそインフレーションの主要問題たるところの特徴的な物価騰貴の様相が生じるのだから、その意味で度量標準の切下げが事実上のものであることが何よりも重視されねばならない、と。例えば、氏は次のように述べておられる。

「この物価の二倍の騰貴〔紙幣流通量が流通必要量の二倍となり、度量標準が事実上切り下げられたことによる二倍の物価騰貴—佐藤〕というのは、同じ貨幣名のいい表わす金量の半減ということから、抽象的、法則的にいってそうなるというのであって、実際に物価が二倍となるというのではなく、またこの物価騰貴の過程が両場合〔度量標準が法定上引き下げられた場合と事実上引き下げられた場合〕とも同じであるというのでもない。価格の度量標準の法定の変更ではなく事実上の変更のさいにおける……物価騰貴の過程は、きわめて特徴的な過程をとる……」<sup>62)</sup>。

「インフレーション論は、すくなくともそこで取扱われるべき主要な問題は、本来『競争』の領域に属すると考えている。……インフレーション論においてはここで『資本論』1巻第3章で—佐藤) まだ取扱うべき領域に属さないとしているような諸問題〔物価騰貴の特徴的な過程—佐藤) が取扱われることがとくに必要なのである」<sup>63)</sup>。

「インフレーションのさい価格の度量標準が引下げられるのは事実的に引下られるのであって、法的に引下られるのではない。この事実的にと法的にとの区別は、はっきりと認識されなければならない。ここにインフレーション特有の諸事情が発生するのであり、ここにインフレーションを理解する鍵の一つがある」<sup>64)</sup>。

飯田氏は、三宅氏のような物価騰貴の特殊な過程にインフレーションの主要問題があるというような立場からではなく、インフレーションの本質規定が事実上の度量標準の切下げにあるという考え方から、インフレーションに固有なものとして事実上の度量標準の切下げを決定的に重視される。氏によれば、価格標準の法的切下げが本来の流通必要金量の貨幣名・額面それ自体の増大を引き起こし、したがってまた専一的紙幣総量の額面上の増発を外在偶然的にみちびく可能性をもつ原因的な契機であるのに反して、事実上の度量標準の切下げとはその本来の流通必要金量（それは法律上の価格標準規定に対しては本来、従属的・被規定的な要因である）をこえての紙幣の額面的な増発・増量によって引き起こされる結果的な現象である、という。例えば、氏は次のように主張される。

「紙幣インフレーションの本質規定は、……価格標準の事実上の切り下げとしてあたえられる」<sup>65)</sup>。

「インフレーションの本質として規定される、価値表章に固有な価格標準の事実上の切り下げ……」<sup>66)</sup>。

「紙幣インフレの本質は、……価格標準の法律上の切り下げとしてではなく、価格標準の事実上の切り下げとして規定される。その価格標準の事実上の切り下げは、物価水準の名目的な騰貴事象をひきおこすという一点では、たとえ価格標準の法律上の切り下げそのものと“おなじ作用”をもつものではあっても、流通必要金量や紙幣発行・流通総量にたいする関係視点においては、前者は後者からきびしく区別されなければならない。……価格標準の法定上の切り下げは、ほんらいの流通必要金量の貨幣名・額面

それじたいの増大をひきおこし、したがってまた専一的紙幣総量の額面上の増発を外在偶然的に……みちびく可能性をもつ原因的な契機である。これに反して、価格標準の事実上の切り下げは、そのほんらいの流通必要金量——法律上の価格標準規定にたいしてはがんらい従属的・被規定的な一要因であるところの——をこえての紙幣の額面的な増発・増量によって、いやおうなくひきおこされる結果的な一究極現象である」<sup>67)</sup>。

他方、岡橋氏は、インフレーションの本質が価格標準の変更、その機能から生じる物価騰貴にあるという立場から、紙幣の過剰による度量標準の事実上の切下げにインフレーションの一現象形態としての地位しかあたえない。氏によれば、法定上の度量標準の切下げも度量標準の事実上の切下げと同様、インフレーションの一現象形態である。氏は次のように述べておられる。

「われわれは、価格標準の事実的引き下げと法律的引き下げとを、マルクスの説いているように、それらの物価騰貴の『効果』的同一性のゆえに、本質上の区別とはせず、それらをともにインフレーションとして、その本質も価格標準の変更、その機能変化から生ずる物価騰貴にもとめることができる」<sup>68)</sup>。

「法律上の価格標準の変更によろうと、事実上の価格標準の変更によろうと、そこに生ずる物価の騰貴は、いずれも名目的なそれであって、前者の法律上の価格標準の切り下げを平価切り下げとよび、それにもとづく物価の名目的騰貴と、価格標準の事実上の切り下げにもとづく物価の名目的騰貴を、とくに、インフレーション……と名づけて、区別する意味がなくなるであろう。両者はただ物価の名目的騰貴をもたらすところの方法にちがひがあるだけであって、物価の騰貴の内容において区別さるべきものはみいだしがたい」<sup>69)</sup>。

インフレーションにあつては度量標準の変更による物価の名目的騰貴ということが本質的であつて、その度量標準の切下げが法律によって生じるか、

それとも紙幣の過剰による事実上の切下げによって生じるかは、単なる方法上の差異でしかないという（どちらの切下げ方であっても、両者は名目的であるという物価騰貴の内容において区別されるものは全くない）。だから岡橋氏は、事実上の切下げにのみインフレーションの本質を見いだす三宅氏や飯田氏のような考え方を、インフレーションの特殊な一現象形態に固執するあまり、その本質的視角がぼやけてしまった典型的な例だとして批判したのであった。

以上、三宅、飯田、岡橋の三氏の所説を概観してきたが、三氏によって提起された問題点は度量標準の事実上の切下げにどのような地位をインフレーション論においてあたえるべきかという点である。立場の違いこそあれ、三氏のように度量標準の切下げをインフレーションの核心として重視することは果たして妥当であろうか。インフレーションの本質との関係の中でこの問題が解かれねばならない。

## 2. 自説の展開

前節でみたように、紙幣過剰の際の度量標準をめぐる諸家が提起した問題は主に次の三点であったように思う。① 紙幣の代表金量低下と度量標準の事実上の切下げとの関連をどうおさえるか（なお、この点は、他面では“度量標準とは不変的なものである”という主張とも結び付いているので、紙幣の代表金量の性格規定ばかりではなく、度量標準の本質的規定とは何かという問題提起をも含んでいる）。② 紙幣の代表金量低下による価格騰貴をどう説くか、それは商品と紙幣との等置関係の変動によって説明されるべきであるのか否か、③ 度量標準の事実上の切下げにどのような地位をインフレーション論においてあたえるべきか、である。

私は、これらの問題を解くにあたって、商品流通のなかで紙幣の受け取る本質および運動法則をその根底に据えたいと思う。インフレーション論の基本的規定は紙幣の本質および運動法則の展開によってあたえられると考える

からである。これまでの諸説では、どの立場をとるかにかかわらず、この点が必ずしも重視されてこなかったように思われる。

### 〈①の問題について〉

では早速、①の紙幣の代表金量の低下と度量標準の事実上の切下げとの関係についての問題から始めよう。果たして、紙幣の代表金量の低下は度量標準の事実上の切下げを意味しないのであろうか。度量標準切下げ否定説によれば、紙幣の代表金量という問題は流通手段としての規定性に関わる問題であるのに対して、度量標準は価値尺度の規定性に関わる問題であり、両者は全く別の範疇であるから、紙幣の代表金量低下によって度量標準の事実上の切下げは生じない、という。しかし、私はそうではないと思う。確かに、紙幣の代表金量は度量標準とは異なり商品価格を実現するという規定性に関わりをもっているが、両者は全く別の範疇ではなく、むしろ逆に、紙幣の過剰による物価騰貴という場合、紙幣の代表金量の低下は度量標準の事実上の切下げを意味すると思う。なぜなら、紙幣の代表金量は「度量単位のそれ相当な実現」<sup>70)</sup>形態であるからである。

度量標準の実現形態ということについて少し論じよう。周知のように、諸商品は価格において様々な金量として比較されあうことから、その金量を度量単位としての或る固定された金量に関係させる必要が生じてくるが、価格の実現においても金はその流通を技術上の諸困難によって妨げられないように、度量標準にしたがって鑄造される。そこで、金鑄貨は、貨幣の計算名であるポンド等々で表された金の重量部分を含んでいることをその極印と形状とで示す金片として、言い換えれば度量標準の実現形態として位置付けられることになる。さすれば、かかる金鑄貨の代理であるという性格上、必然的に紙幣においてもまた度量標準にしたがって(象徴としてはあるが)一定金量と一定の貨幣名とが結び付けられているのであって、紙幣の代表金量も度量標準の実現形態としての面をもたざるをえない。例えば、7.32 gの金が度

量単位として定められてそれに1ポンドという貨幣名がつけられるならば、流通手段としての規定性において金鑄貨が流通する場合に現物の金が7.32gに細分されてその塊に1ポンドという貨幣名が極印されることになるのと同様に、その代理たる紙幣が流通する場合には1ポンドという貨幣名のついた紙幣に(象徴的にはあるが)金7.32gが本来対応することになるのである。このように、紙幣の代表金量は度量標準の実現形態として位置付けられる。

だから、紙幣の過剰発行によってその代表金量に変更されれば、それは度量標準としての規定性にも影響を及ぼすことにならざるをえない。紙幣の上に印刷されてある1ポンド・スターリングという7.32gの金の名義は、流通手段としての規定性において初めて発生したのではなく、度量標準としての規定性において発生したのであって、紙幣の代表金量は度量標準の実現形態であるから、紙幣の代表金量の変更は既存の度量標準の客観的妥当性の問題につながってくるのである。7.32gの金=1ポンド・スターリングという度量標準のもとにおいて国家が紙幣の流通量を必要量の二倍にした場合(必要量が1ポンド・スターリングであるにもかかわらず、紙幣の流通量が2ポンド・スターリングにされた場合)を例にとってこのことを説明しよう。周知のように、紙幣の流通量がそのあるべき量の二倍になれば、紙幣の代表金量は半分に低下する。以前は7.32gの金を代表していた1ポンド券は、いまや半分の3.66gの金を代表することになる。この事実は度量標準との関わりでは一体何を意味するであろうか。それは、7.32gの金=1ポンドという度量標準が客観的妥当性を失ったことを意味する。つまり、いまや1ポンド券は3.66gの金を代表することになり、ここに事実上1ポンドという名称は7.32gの金ではなく3.66gの金の名称になるのである。流通に入り込みうる金の総量それ自体(度量標準の規定を度外視した流通に入り込みうる金の総量それ自体)は決まっている。いくら国家が、1ポンド・スターリングは7.32gの金の貨幣名であるとして度量標準を定め、1ポンド券を過剰に増発して7.32gの金を余分に流通過程に投入しようとしても、それによつては流通しうる金の総量それ自体は

増えない。流通する金の総量自体(度量標準を度外視した金量それ自体)が増やされることはないのだから、あとは、金量の呼ばれ方、計算のされ方が変えられる他はない。そこで、1ポンドは7.32gの名称であるという度量標準が紙幣において客観的妥当性を失い、流通必要金量との関係でちょうど妥当であるところの・“1ポンドは3.66gの金の名称である”ということをもって度量標準が事実上成立することになる。もし紙幣が増発された後も7.32gの金=1ポンド・スターリングが度量標準として妥当するといのであれば、流通過程は流通必要金量以上の金を吸収すると言わねばならないであろう。なぜなら、流通必要金量が7.32gの金である時、流通過程にある紙幣は2ポンド、すなわち7.32gの金=1ポンド・スターリングという度量標準にしたがって計算すると14.64gの金だからである。マルクスも「価値章標は、それがどういう金名義をもって流通にはいりこもうとも、流通の内部では、その代わりに流通できるはずの金量の章標にまで圧縮される」<sup>71)</sup>と述べ、度量標準に基づくところの1ポンドという7.32gの金名義をもって1ポンド券が流通へ入っても、その金名義は流通過程では通用しないと指摘している。度量標準は元来慣習的なものであり、国家の法的規定は商品流通の円滑な進行のためにそれに一般的妥当性をあたえるにすぎないのであって<sup>72)</sup>、もし紙幣の過剰発行によって紙幣の代表金量が変更され、ポンドという貨幣名が以前よりも少ない金量の名称として流通過程自体によって一般的妥当性を与えられて人々の間で通用するならば、国家がどう度量標準を定めようが、法律上の規定は有名無実化し、この新しい度量標準が成立することになる。

実際、マルクスもこうした点をもとめているように思われる。まず『資本論』における叙述からみてみよう。

「紙幣がその限度……を越えても、それは、……商品世界のなかでは、やはり、この世界の内在的な諸法則によって規定されている金量、つまりちょうど代表されうるだけの金量を表しているのである。紙券の量が、たとえば一オンスずつの金のかわりに二オンスずつの金量を表わすとすれ

ば、事実上、たとえば一ポンド・スターリングは、たとえば1/4オンスの金のかわりに1/8オンスの金の貨幣名〔ここで“貨幣名”という言葉が使われていることから分かる通り、このところは度量標準のことを言っている—佐藤〕となる。結果はちょうど価格の尺度としての金の機能が変わえられたようなものである。したがって、以前は一ポンドという価格で表わされていたのと同じ価値が、いまでは二ポンドという価格で表わされることになるのである」<sup>73)</sup>。

『経済学批判』における叙述は以下の通りである。

「国家は鑄造価格では一定の金重量に洗礼名をあたえただけであり、貨幣鑄造では金に自分の極印をおしただけであったが、この国家はいまやその極印の魔術によって紙を金に転化するように見える。紙幣は強制通用力をもっているから、国家が思うままに多数の紙幣を流通に押し入れ、一ポンド、五ポンド、……といった任意の鑄貨名をそれらに極印するのを、だれも妨げることはできない。……しかし、この機械的行為とともに国家の統制は終わる。流通にまきこまれると、……紙幣は、それに内在する諸法則に支配されるのである。

もし1400万ポンド・スターリングが商品流通に必要な金の総額であって、国家がそれぞれ1ポンドの名称をもつ2億1000万枚の紙券を流通に投じたとすれば、この2億1000万枚は1400万ポンド・スターリングの金の代理者に転化されたことになる。……価格の度量標準の名づけかた以外にはなにひとつ変わらなかったであろう……。ポンドという名称〔“ポンド券”とは言っていない。—佐藤〕はいまやいままでの15分の1の金量を示したのであるから、すべての商品価格は15倍に騰貴し、いままで1400万枚のポンド券が必要であったのとまったく同じように、いまでは実際に2億1000万枚のポンド券が必要となるであろう」<sup>74)</sup>。

『資本論』、『経済学批判』のいずれにあっても、紙幣が過剰に流通させられる際、それが度量標準にしたがってどういう金名義をもって流通に入り込



もうとも、流通必要金量の章標という紙幣の性格上、流通の内部では、それはその代わりに流通できるはずの金量の章標にまで圧縮され、したがって事実上度量標準は切り下げられる、と書かれている<sup>75)</sup>。1ポンド券が1/4オンスの金ではなく1/8オンスの金を代表することになれば、それは事実上1ポンドは1/4オンスの金ではなく1/8オンスの金の貨幣名となることであるという。紙幣の代表金量の減少は事実上度量標準の切下げを意味するとマルクスが考えていたと言っても大過はないであろう。

紙幣の代表金量の低下と度量標準の事実上の切下げとの関係は以上のようにおさえてよいと思うが、度量標準否定説の提出した・度量標準の事実上の切下げが行われたいとする根拠について少しふれておかねばならない。多くの論者に共通した、あるいはまた有力な根拠としては、主に次の三つのもものがあげられる。

第一の理由は、度量標準はその概念上固定されたものであって、そう変更されるものではないということである。例えば、遊部氏は次のように主張される。

「計算貨幣としての貨幣の機能は固定不変である」<sup>76)</sup>。

また同様に久留間氏も述べておられる。

「価格の度量基準とは、その本来の規定においては、量をはかる単位として役立つべき一定の確定された量である。……価格の度量基準の本質的規定が確定された量という点にあることを認めるかぎり、不確定な量を価格の度量基準とよぶことは、言葉の矛盾にほかならない」<sup>77)</sup>。

第二の根拠は、こうである。「紙幣がいくらの量をあらわすかは本来……価格の度量基準としての量がいくらであるかによって規定されている。ところが、紙幣減価の際には、貨幣名がいくらの量をあらわすかが、逆に紙幣の数量によって、したがってまた個々の紙幣片がいくらの量を代表するかによって規定されるのであるから、この場合貨幣名のあらわす低下した量を基準とよぶならば、では価値章標——……度量基準としての金の章標、

あるいは価格の章標——としての紙幣の本来の規定、およびかかる規定自体に含まれている度量基準と価値章標との関係、あるいはより一般的に価値尺度と流通手段との本来の規定関係はまったく「看過されてしまう<sup>78)</sup>、ということである。

第三の根拠は、紙幣の量はその限度を越えて流通した場合に起こる価格騰貴についての『資本論』の次のような記述である。すなわち、「紙券の量が、たとえば一オンスずつの金量のかわりに二オンスずつの金量を表すとすれば、事実上、たとえば一ポンド・スターリングは、たとえば1/4オンスの金のかわりに1/8オンスの金の貨幣名となる。結果はちょうど価格の尺度としての金の機能がかえられたようなものである。したがって、以前は一ポンドという価格で表されていたのと同じ価値が、いまでは二ポンドという価格で表されることになるのである」という文章である。度量標準切下げ否定説によれば、ここに「結果はちょうど価格の尺度としての金の機能がかえられたようなものである」と述べられているように、マルクスは紙幣の代表金量低下によって度量標準が変更されたとは言っておらず、変更されたようなものだと言っている、むしろ紙幣の代表金量低下と度量標準の切下げとが異なるからこそその結果に関する比較がなされうのだ<sup>79)</sup>、という。

では、順をおってこれらの根拠を検討していこう。

第一の根拠について。

価値章標の減価は、貨幣名の表す金量の減少という意味で度量標準の変更には他ならない、というのであれば、不換紙幣がもっぱら流通しているばあいには貨幣名が表す不確定の金量をなおかつ度量標準だということになるが、これは確定された金量であるという度量基準の本質規定に矛盾することになる、と主張されている。ここで言わんとされていることは、度量標準とは“確定されたもの”＝“変更されないもの”であるから、紙幣の代表金量が低下した際に度量標準が変更されたとみるのは“変更されないもの”という度量基準の本質的規定を無視した謬論であるということである。度量標準否定

説が度量標準の本質的規定を確定された金量としてとらえる場合、その「確定」という言葉の背後には度量標準は「不変なもの」だという考え方がひそんでいるように思われるが、しかし私は度量標準の本質規定のひとつとしての“金量の確定性”が“金量の不変性”を意味するとは思わない。「度量標準においては、一定量の金が他のいろいろな量の金にたいして単位として役立つ」<sup>80)</sup>のであるから、単位となる金量が特定されることが度量標準にとって重要なのであって、度量標準の不変性はかかる機能がよりよく果たされるための条件であるにすぎない。金量の不変性は度量標準の本質規定をなすのでは決してない。つまり、単位としての金量が一変でなければ、度量標準とは言えないというのではないのである。なるほど、マルクスは価値尺度の機能との関連で度量標準について次のように言っている。「貨幣が……価格の度量標準であるのは、固定した金属重量としてである」<sup>81)</sup>、と。ここから度量標準否定説は度量標準の本質的規定に関わって金量の確定性を金量の不変性と解釈したのであろう。しかし、この章句は度量標準否定説を裏付けるだろうか。否である。というのは、この章句に続いて「価格の度量標準は、一つの同じ金量が度量単位として役立つことが不変的であればあるほど、その機能をよりよく果たす」<sup>82)</sup>という文章があることから分かる通り、マルクスは度量単位の不変性をその機能がよりよく果たされるための条件としてしか位置付けていないからである。金量の不変性が度量標準の本質的規定をなすのではないことは明らかであるように思われる<sup>83)</sup>。

第二の根拠について。

この反対理由のなかには主に二つの主張が含まれている。ひとつは、度量標準が紙幣の代表金量の低下によって変更されるとみるならば、紙幣がいくらの金量を表すかは本来、その上に付されている貨幣名がいくらの金量につけた名称であるかによって、すなわち度量標準によって規定されるのだという価値章標と度量標準との間にある本来の規定関係が見失われてしまうということであり、もうひとつは、かかる価値章標と度量標準との本来の規定関

係の把握の失敗が価値尺度が、流通手段を規定するという価値尺度の先行性の看過につながるという主張である。

前者の問題について。金はその流通を技術上の諸困難によって妨げられないように、価格の度量標準にしたがって鑄造される。価値章標はこうして現れた金鑄貨の代理として流通過程に登場するのだから、紙幣がいくら金量を表すかは本来、その上に付されている貨幣名がいくら金量につけた名称であるかによって規定される。確かに本来的にはそうである。しかし、既に述べたように、こうした事実は紙幣の代表金量の変更が反作用的に度量標準の変更を意味するという事態を何ら排除するものではない。この点をもはや繰り返し論じる必要はないであろう。ただ、ここでは、流通手段の機能を営む物の備えている金量が度量標準に合致しない場合、反作用的に、かかる流通手段の機能を営む物に付された貨幣名と結び付いているところのより少ない金量が新しい度量標準となり、既存の度量標準を無効にするという事態がなにも紙幣に限った現象ではなく、金鑄貨が流通している場合でもみられる現象であることを確認すればよい。金は度量標準にしたがって鑄造され、現物の一定の金量に一定の貨幣名が極印されるが、金鑄貨は流通によって摩滅し、金の名称と金の実体とが、名目純分と実質純分とが分離してくる。例えば、7.32 gの金 = 1ポンドという度量標準に基づいて鑄造された7.32 gの実体をもつ1ポンド金貨は、流通のなかで摩滅し、1ポンドという名称をもつてはいてももはや度量標準通りの7.32 gの金量ではなく、それよりも少ない金量しか有しなくなる。しばらくの間はこの金鑄貨は度量標準通り7.32 gの金として通用しているが、しかし金は自らの象徴とはなりえないので、この分離が一定程度進むとそれは既存の度量標準を変更し、貨幣名は同じままでもこのより少ない金量が新しい度量標準となる。マルクスもこうした事態を率直にみとめて次のように言っている。

「金属実質以下への下落が、金の市場価格のその鑄造価格以上への持続的騰貴をひきおこすほど、十分な数のソブリン金貨に及ぶようになると、鑄

貨の計算名は同じままであろうが、それは今後はより少ない金量を示すことになろう。言いかえるならば、貨幣の度量標準が変更されて、金は今後はこの新しい度量標準にしたがって鑄造されるであろう。金は流通手段としてのその観念化によって、反作用的に、それが価格の度量標準として保っていた法定の比率を変えてしまったことになろう。こうして金は、価格の度量標準としてのその機能においても、流通手段としてのその機能においても、不断の変動をこうむるのであって、一方の形態での変動は他方の形態での変動をもたらし、またその逆は逆をもたらすだろう」<sup>84)</sup>。

このように、流通手段の機能を営む物の備えている金量が度量標準に合致しない場合、反作用的に、かかる流通手段の機能を営む物に付された貨幣名に結び付いている金量が新しい度量標準となり、既存の度量標準を無効にするということは、金貨の流通にあってもみられることであって、貨幣流通の一般的傾向として位置付けられるものなのである。

後者の問題について。紙幣の代表金量の減少が度量標準の変更を意味するとみることがどのような意味で価値尺度と流通手段との規定関係を看過することになるのかということについてははっきりとした説明はあたえられていないが、恐らくこういうことであるように思われる。“価値尺度の規定性において価格があたえられることによって、流通手段として機能する貨幣量が決まってくる。ところでその価格は度量標準に基づいて表されているのであるから、度量標準にもまた流通手段量を決定するという一面がある。だから、流通手段としての規定性にある紙幣の代表金量の低下が価値尺度の規定性に属する度量標準に影響をあたえるというように考えるならば、価値尺度(価格)が流通手段(流通貨幣量)を規定するというふうには言えなくなる、むしろ流通手段が価値尺度を規定すると言わねばならないであろう。かくして紙幣の代表金量低下が度量標準の事実上の切下げを意味するとみてしまえば、紙幣の代表金量と度量標準との本来的規定関係を見誤るばかりでなく、価値尺度と流通手段との本来的規定関係をも看過することにならざるをえな

い”，と。しかし，私はそうは思わない。まず第一に，紙幣の過剰流通によるその代表金量の低下が度量標準の事実上の切下げを意味し，商品価格の変動をもたらすとはいえ，この場合商品価格において変化があったのは価格それ自体ではなく，価格の表され方にすぎないからである。言い換えれば，紙幣の代表金量低下をもたらした変更は，価値尺度としての機能に対してではなく，度量標準に関わることだからである。価格とは商品の価値の一般的表現形態であり，商品世界に価値表現の材料を提供すること（商品の価値を質的に同じで量的に比較可能な大きさとして表すこと）をもって金は価値尺度として機能する。このように価格，すなわち価値尺度の機能では，商品の価値はいろいろな金量として現れる。そして，諸商品の価値はいろいろな金量として現れることによって比較され計られるから，技術上，これらの金量を度量単位としての或る固定された金量に関係させる必要が生じる。こうして価格はいまでは度量標準の貨幣名で言い表されることになる。このように価格とは商品価値の表現たる金量の問題であり，度量標準とはこの一定の金量をどう呼ぶか，どう計算するかの問題である。ところで，紙幣の代表金量の低下によってもたらされる価格変動は，価格それ自体（金量それ自体），すなわち価値尺度に対してではなく，単に度量標準すなわち一定の金量をどう呼ぶか，どう計算するかという問題に関わるにすぎない。以上のように，紙幣の増発による紙幣の代表金量の減少が既存の度量標準の変更を意味するからといって，流通手段が価値尺度を規定するということには全くならない。第二に，紙幣の代表金量の減少が度量標準の変更を意味するとみることが，価値尺度と流通手段との本来的規定関係を誤認するどころか，むしろ逆に，正しく把握することにつながると考える。なぜか。「紙券の数量の増減……にともなう商品価格の騰落は，流通する金の量は商品の価格によって規定され，流通する価値章標の量は，それが流通で代理する金貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に，流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹にほかならない」からである。ところで，

もし紙幣の代表金量だけが低下して度量標準が切り下げられないとするならば、これこそこの法則がもはや通用性を失ったと言わねばならないであろう。例えば、こうである。“7.32 gの金 = 1ポンド”という度量標準のもとで、7.32 gの金に値する商品の価格は、この度量標準にしたがって1ポンドとして言い表される。流過程でこの価格に対応する紙幣は1ポンド紙幣であるが、ところがこの1ポンド紙幣は既に減価しているから実際には3.66 gの金を代表しているにすぎない。だとすれば、不当にも、7.32 gの金という商品価格は3.66 gの金で実現されることになろう。度量標準が変更されないとみること自体、価値尺度と流通手段との関係を見失うことになるように思われる。

第三の根拠について。

「結果はちょうど価格の尺度としての金の機能がかえられたようなものである」という文章が、紙幣の代表金量の低下が度量標準の事実上の切下げを意味しないことを述べているのか否か。これが問題であるが、『資本論』でこの文章に対する明確な説明がない以上、もちろんこれに確実な回答をあたえることはできない。とはいえ、全く手掛かりがないというわけではない。マルクスは『経済学批判』の当該箇所ですべて述べている。

「もし1400万ポンド・スターリングが商品流通に必要な金の総額であつて、国家がそれぞれ1ポンドの名称をもつ2億1000万枚の紙券を流通に投じたとすれば、この2億1000万枚は1400万ポンド・スターリングの金の代理者に転化されたことになろう。これはちょうど国家がポンド券を……以前の15分の1の重量しかない金の代理者にしたのとおなじであろう。価格の度量標準の名づけかた以外にはなにひとつ変わらなかったであろうが……」<sup>85)</sup>。

紙幣の過剰によって2億1000万枚の紙幣が1400万ポンド・スターリングの金の代理者に転化されたことは、ちょうど国家がポンド券を以前の15分の1の重量しかない金の代理者にしたのと同じであると語られている。ここか

ら推測すると、『資本論』で「価格の尺度としての金の機能がかえられたようなものである」と言われている場合の「価格の尺度としての金の機能がかえられた」ということの内容は、国家がポンド券を以前の15分の1の重量しかない金の代理者にしたこと、すなわち法定の度量標準の変更のこと（法律の形式をとって、流通に先立ち度量標準をまえて変更したこと）であるように思える<sup>86</sup>）。もしそうだとすれば、『資本論』の当該箇所では次のようなことが語られているのではないだろうか。すなわち，“紙幣の過剰流通は1ポンド・スターリングが1/4オンスの金かわりに1/8オンスの金の貨幣名になるという事態（流通のなかから生じるところの事実上の度量標準の切下げ）をもたらすのであって、結果は国家が法律の形式をとって流通に先立ち度量標準をまえて変更したのと同じである”，と<sup>87</sup>）。このように考えるなら、マルクスが紙幣の代表金量の低下が事実上の度量標準の変更を意味するとみとめていたと解釈する余地もあると思われる。もちろん、以上のような解釈の仕方は私の単なる推測の域をでないものでもあろう。しかし、くれぐれも銘記されねばならないことは、この文章の解釈がどうであれ、紙幣の過剰流通によって「1ポンド・スターリングがたとえば1/4オンスの金かわりに1/8オンスの金の貨幣名となる」とマルクスが『資本論』できっぱりと述べていることである。やはり、私には紙幣の過剰流通による紙幣の代表金量の低下が度量標準の事実上の切下げを意味するとマルクスが考えていたように思われる。

## 〈②の問題について〉

以上で①の問題については私の考えを一通り述べたことになるので、今度は②の問題（紙幣の代表金量低下による価格騰貴をどう説くか、それは商品と紙幣との等置関係の変動によって説明されるべきであるのか否か）についてふれよう。これについての私の意見は、こうである。紙幣の過剰流通によって紙幣の代表金量の低下、すなわち事実上、度量標準の切下げという事態が生じ、それによっ



て商品価格は騰貴する。度量標準が変えられるのだから、商品価値の表現をなす様々の金量はその呼ばれ方、計算のされ方を変えることになると考えられる。

度量標準否定説は紙幣の代表金量の低下が度量標準の切下げを意味しないとみるから、商品価格の騰貴は商品と紙幣との等置関係の変動によって説明されることにならざるをえない。すなわち、「一円紙幣がもはや二分の金の価値を代表し得ず一分の金の価値しか代表し得なくなったために本来ならば購買手段としての一円の紙幣をもって実現されうところの金二分と等しい価値ある商品が一円紙幣二枚と交換されるに至り該商品の価格は一円なるべきものが二円に名目的に騰貴せざるを得なくなったまでである」と。こうした説に対して私が抱く素朴かつ最大の疑問は、ひとつは、流通手段の代理たる紙幣がいかにして価格規定に入り込みうるかということである。度量標準否定説によれば、物価騰貴は商品と紙幣との等置関係の変動によって生じることになっているが、しかし紙幣は流通手段の代理であって、それ自体として価格決定のために商品と等置されるものではないと私は思う<sup>88)</sup>。遊部氏の考え方においては紙幣の本質把握にやや不十分さを残すように思われる。

もうひとつの疑問は、度量標準の変更を否定して一体どうやって商品価格の名目的騰貴を説明できるのかということである。商品は自分と同じ抽象的人間労働量の凝固である一定の金量でもって自らの価値を一般的に表す。この金量が商品価格である。そうだとすれば、商品価格が騰貴するのは、商品と貨幣商品(金)との価値関係に変動がみられ価格としての金量それ自体が変化したか、それともその金量の呼ばれ方、計算のされ方、すなわち度量標準が変更されたか、のどちらか以外にはありえないであろう<sup>89)</sup>。ところが度量標準切下げ否定説は、紙幣の過剰流通による価格騰貴を説く際、その騰貴が名目的なものであることを、すなわち商品と貨幣商品との価値関係が不変にして起こる騰貴であることをみとめながらも、度量標準の変更を否定するのだから、名目的な価格騰貴の説明ができないのではないだろうか。

もつとも、私が、商品価格が騰貴するのは、商品と貨幣商品（金）との価値関係に変動がみられたか、それとも価格である金量の呼ばれ方、計算のされ方、すなわち度量標準が変更されたか、のどちらか以外にはありえないのだ、と言えば、『資本論』解釈上次のような批判がでるかもしれない。すなわち、商品価格の変動要因のこのような整理の仕方は『資本論』の価値尺度論までの話であって、「価値章標論」に至ればこの二つの変動要因の他にさらに紙幣の代表金量の低下という要因が新たに加わってくる、かくして度量標準の変更なくとも紙幣の代表金量低下という要因だけによって商品価格の名目的騰貴はりっぱに説明できるのだ、と。しかし、『資本論』では「事実上、……一ポンド・スターリングは、たとえば1/4オンスの金のかわりに1/8オンスの金の貨幣名となる」から「以前は一ポンドという価格で表されていたのと同じ価値が、いまでは二ポンドという価格で表されることになるのである」というふうに、価格騰貴が度量標準の事実上の変更によって説かれている。仮に、一步譲って度量標準否定説の考え方を受け入れて紙幣の代表金量低下が度量標準切下げとは無関係にそれ自体として価格騰貴の原因であることをみとめたとしても、紙幣の代表金量の低下がどのようにして価格騰貴に結び付くかについての度量標準否定説の提示するような説明、すなわち、商品と紙幣とが等置され、その等置関係の変動によって価格騰貴が起こるなどということは『資本論』や『経済学批判』にはただの一言も書かれてはいない。やはり、マルクスが度量標準の変更によらない名目的な価格騰貴をみとめていたとは考えにくいと言わねばならないであろう。それゆえ、私は私のような価値尺度論レベルでの価格騰貴の変動要因の整理の仕方が「価値章標論」にいたってもそのまま妥当すると考える。

### 〈③の問題について〉

では最後に③の問題（度量標準の事実上の切下げにどのような地位をインフレーション論においてあたえるべきか）について論じよう。私は、度量標準に法的裏

付けが与えられているのか、いないのかということに着目して“事実上の度量標準の切下げ”の地位を説くべきではないと思う。度量標準は諸商品が様々な金量として比較されあい、交換されあうことから生じてきた規定性であるから、“事実上の度量標準の切下げ”の地位は商品流通に即して論じられねばならないと思うのである。国家の法的裏付けは、或る度量標準に一般的妥当性をあたえる一条件にすぎず、度量標準の必要や成立を根本的に規定するものでは全くない。だから、度量標準の根本にとって二義的なものである“法的裏付け”との関わりのなかで“事実上の度量標準の切下げ”の地位を語ることは、事態の真の把握を不可能にすると思われるのである。

私は、インフレーション論における“事実上の度量標準の切下げ”の地位を次のようなものだと考えている。すなわち、“流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金鑄貨の量（その金鑄貨の量を根本的に規定するのは商品価格である）によって規定される”という法則が破られた場合に、この法則が貫徹する形態として、事実上の度量標準の切下げが位置付けられると思うのである。

ここに、紙幣流通法則の強制的貫徹をインフレーションの基本的規定の核心に据えて、事実上の度量標準の変更はその媒介、貫徹の形態としての地位しかあたえないのは、事実上の度量標準の変更それ自体にインフレーションの核心的部分があるのではないと思うからだ。紙幣流通法則の外的侵害に対するこの法則の貫徹の結果として度量標準が事実上で切り下げられ価格騰貴が起ころのではあっても、度量標準自体の内的性格からインフレーションが発生するのではないのである。それに、事実上の度量標準の変更それ自体は何もインフレーションに固有なことではない。事実上の度量標準の切下げは流通手段の機能を営む物からの度量標準への反作用として位置付けられるが（法律上の度量標準の切下げは、価格の表現を変え流通貨幣量あるいは流通紙幣量を規定するという度量標準の本来的な在り方である）、こうした事態は、既に述べたように、金鑄貨の摩滅によっても起こりうるのである。ただ金鑄貨の摩滅による

度量標準の事実上の切下げと紙幣の過剰流通による度量標準の事実上の切下げとが区別されるのは、それらの根底にながれている法則によってである。金鑄貨の摩滅によって度量標準が事実上切り下げられるのは、紙幣の流通法則が強制的に貫徹されたからではなく、金が自らの象徴とはなりえないことが実証されたからに他ならない<sup>90)</sup>。だから、インフレーションに固有で核心的な部分は、“流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金鑄貨の量（その金鑄貨の量を根本的に規定するのは商品価格である）によって規定されるという法則が紙幣の過剰流通によって破られ、この法則が貫徹した”，ということのうちにある。インフレーションの場合の度量標準の事実上の切下げは、かかる法則が貫徹する媒介をなしているにすぎない。インフレーション論における“度量標準の事実上の切下げ”の地位とはかようなものであるように思われる。

ところで、私は以上のような立場にたつので、インフレーションの基本的規定において度量標準の切下げを重視する飯田、岡橋、三宅の三氏には賛同しがたいのである。

飯田氏は、度量標準の事実上の切下げが価値章標に固有であり、ここにインフレーションの本質規定の「核心」<sup>91)</sup>があるとされた。だが、果たしてそうであろうか。私はそうではないと思う。まず、事実上の度量標準の切下げは価値章標に固有であるという氏の主張について一言述べよう。度量標準の事実上の切下げといえど、それは度量標準の問題である。が、そもそも度量標準というものはその本質上価値章標にのみ関わるものではない。それゆえ、氏のように度量標準自体のうちに価値章標に固有なものをもとめるのは無理であるように思われる。次いで、度量標準の事実上の切下げにインフレーションの本質規定の核心があるという氏の主張について。氏は、度量標準の事実上の切下げが紙幣に固有な運動によってのみ生じてくる事態だという認識をもとに、この切下げにインフレーションの本質規定の核心があるとされ、「紙幣インフレーションの本質規定は、……価格標準の事実上の切下

げとしてあたえられる」と述べられたが、上でみたように度量標準の事実上の切下げはインフレーションに固有ではないのであって、インフレーションに固有でないところの度量標準の事実上の切下げをもってインフレーションの本質規定をあたえることはできないと私は思う。インフレーションの本質規定は「価格標準の……事実上の変更を核心とする」のではなく、紙幣の流通法則の強制的貫徹ということを核心とする。度量標準の事実上の切下げはこの法則が貫徹される際の媒介であるにすぎない。実際、マルクスは次のように言っている。

「紙券の数量の増減……にともなう商品価格の騰落は、流通する金の量は商品の価格によって規定され、流通する価値章標の量は、それが流通で代理する金貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に、流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹にはかならない」<sup>92)</sup>。

みられる通り、紙幣の過剰流通による商品価格の騰貴は、“流通する価値章標の量はそれが流通で代理する金貨の量によって規定される”という法則、すなわち紙幣の流通法則の強制的貫徹であると述べられており、マルクスは紙幣の過剰流通による商品価格の騰貴の把握にあって、度量標準の事実上の切下げではなく、紙幣の流通法則を決定的に重視している。インフレーションの基本的規定の核心は度量標準の事実上の切下げにあるのではなく、紙幣の流通法則にあると言わねばならない。だから、たとえ氏の主張される通り度量標準の事実上の切下げが価値章標に固有であり、「紙幣に固有な運動」に伴ってのみ生じてくるのだとしても、やはりインフレーションの基本的規定の核心は度量標準の事実上の切下げにはないのである。飯田氏にあっては、度量標準の事実上の切下げが決定的に重視されたことによって、結果的にインフレーションの基本的規定において紙幣の流通法則の強制的貫徹ということが過小評価されているように思われる。

他方、岡橋氏は「度量標準の変更」そのものにインフレーションの核心を

見いだされ、紙幣流通法則の強制的貫徹の結果として生じたのではないところの法定の度量標準の切下げもインフレーションの一形態であると主張された。(価格標準の事実上の切り下げにあつては、紙幣の代位する金量はその流通量と必要金量との代表関係から決まるのにたいして、価格標準が法律上切り下げられた平価切り下げの場合には、あたらしい価格標準によって確定された金量を代表して流過程に入ってくる点に、両者の違いがあるとはいへ<sup>93)</sup>) 度量標準が事実上で切り下げられても、あるいは法定上で切り下げられても、度量標準の切下げからくる名目的な価格騰貴であるという点では両者がもたらす物価騰貴には構造上何の違いもないので、法定の度量標準の切下げだけをインフレーションの範疇から排除するのは不当であるということが、その根拠であつた。みられる通り、氏はインフレーション論において紙幣流通法則の強制的貫徹を過小評価しておられる。その結果、当然のこととして、インフレーション論における“事実上の度量標準の切下げ”の地位も紙幣流通法則の強制的貫徹を根底にしてあたえられるのではなく、「度量標準の変更」ということを根底にしてあたえられている。すなわち度量標準変更の一形態として位置付けられる。しかし、私はそうすべきではないと考える。確かに、氏の主張される通り度量標準の切下げ、したがってまた価格の名目的騰貴という点では、法定の度量標準の切下げと事実上の度量標準の切下げとの間には何の相違もない。だが、この二つのケースにはその根底において厳然とした違いがある。第二のケースは、第一のケースとは異なり、価値章標のあるべき量が外界から破られた場合の紙幣の流通法則の強制的貫徹の結果として生じた事態なのである。結果が同一だからといって、両者を同一視することはできない。いかなる法則によって発生してきたかということが注目されねばならない。インフレーション論においては名目的な物価騰貴の背後にある紙幣の流通法則が重視されねばならないと私は思う。事実上の度量標準の切下げは紙幣流通法則の強制的貫徹との関係においてその地位があたえられるのではないかと思われるのである。

最後に三宅氏について。氏は紙幣の流通法則との関係でインフレーション論における事実上の度量標準の切下げを論じておられるように思われるが、しかしそのかたわらで、『資本論』の1巻レベルでの話であるところのこのような問題はインフレーション論にとって主要問題ではない、と言われた。物価騰貴の特殊な過程にこそインフレーション論の主要問題があると言われるのである。だから事実上の度量標準の切下げは、何よりもかかる特殊な物価騰貴の過程をもたらすものとして重視され、その地位をあたえられることになったのであった。だが、私はかような重視の仕方には首肯しがたい。なぜなら、インフレーション論の主要問題、根幹の問題は物価騰貴の特殊な過程にではなく、『資本論』の1巻レベルに、あるいはより正確に言えば紙幣流通法則の強制的貫徹ということにあると思うからである<sup>94)</sup>。インフレーションが流通必要量を越える紙幣の流通によって生じるものであることを承認するならば、ここにインフレーション論の主要問題をもとめなければならない。これ以外の関係を全て捨象してえられるところの物価騰貴の均一性がインフレーションの法則的な展開であって、物価騰貴の特殊な過程はこの法則的展開からの偏差(法則の具体的展開過程)としてみなされなければならないのである。もちろん私も、インフレーションの場合、物価騰貴が特殊な様相を呈し、それがインフレーション論において解明されねばならぬ一問題であることを否定するつもりは毛頭ない。しかし私は、以上のような考えからインフレーションの主要問題は『資本論』の1巻レベルにあると考えるし、事実上の度量標準の切下げの地位も物価騰貴の特殊な過程との関係においてではなく、何よりも紙幣流通法則の強制的貫徹との関係において、すなわちその法則の媒介形態として説かれるべきであると考え。インフレーションを理解する鍵は、特殊な物価騰貴の過程をもたらすところの度量標準の事実上の切下げのうちではなく、紙幣流通法則の強制的貫徹ということのうちにある。

さて、以上、紙幣の代表金量の低下と度量標準の事実上の切下げをめぐる論争の検討を通じてインフレーションの基本的規定の問題にふれてきた。インフレーションの最も基本的・抽象的規定は、(紙幣の過剰流通の際に起こる)紙幣の代表金量低下・度量標準の事実上の切下げを媒介とした紙幣流通法則の強制的貫徹＝名目的価格騰貴ということのうちにあるが、しかしこの点が学会において必ずしも正しく把握されてこなかったように思われる。度量標準切下げ否定説では紙幣の本質が曖昧になるように思われるし、他方、度量標準切下げ肯定説にたつ三宅氏や岡橋氏、飯田氏にあっても紙幣の運動法則の強制的貫徹ということがあまり重視されていない。紙幣数量の増加に伴う商品価格の騰貴は、流通する価値章標の量はそれが流通で代理する金貨の量によって規定されるという法則が外部から機械的に破られた場合に流通過程によってむりやりになしとげられたこの法則の貫徹に他ならないのだから、インフレーションの基本的規定の把握にあつては価値章標の本質・運動法則がその根底に据えられなければならないと言えよう。

## おわりに

インフレーションの最も基本的・抽象的規定は、(紙幣の過剰流通の際に起こる)紙幣の代表金量低下・度量標準の事実上の切下げを媒介とした紙幣流通法則の強制的貫徹＝名目的価格騰貴ということのうちにある。だから、インフレーションの基本的規定を把握するためには、流通する金の量は商品の価格によって規定されるという貨幣の諸形態規定性(貨幣の諸機能)の問題とそれに基づいた価値章標の本質・運動法則の問題とが決定的に重視されねばならない。このことをマルクス以前の価値章標論や過去の学会の論争(紙幣の代表金量低下と度量標準の切下げをめぐる論争)の検討を通じて示そうとしたのであった。私は今後、兌換銀行券の研究をへて不換銀行券の本質と運動法則を解明しようと思つているが、国家紙幣とか不換銀行券とかを問わず、貨



幣の諸形態規定性(貨幣の諸機能)とそれに基づいた価値章標の本質・運動法則とが私のインフレーション研究の最も基本的な視角であり、柱となるものである。

なお、本稿では、マルクス理論に依拠した基礎研究というその性格上、紙幣の代表金量低下・度量標準の事実上の切下げと金の市場価格との関係については捨象した。この点をどうおさえるかということは大きな問題であると思われるので<sup>95)</sup>、今後の研究課題としたいと思う。

〔注〕

- 46) この点を問題提起したのは、岡橋保氏であった。紙幣の流通量があるべき水準にとどまっている時には“貨幣の流通の諸法則が反映するだけである”としたマルクスの記述をもとに、氏は紙幣の流通にあっても貨幣の流通法則が支配することを主張されたのである。これに対しては麓健一氏や飯田繁氏などからそうではないとする批判が出された。この論争の内容を紹介したものとしては、例えば、岩熊三郎「インフレーションに関する『資本論』貨幣論段階での諸問題」信用理論研究会編『信用論研究入門』有斐閣、1981年、107-109ページ、がある。
- 47) この考え方に属する論者としては、他に久留間健氏(「独自な物価騰貴としてのインフレーションの概念規定の確立のための一試論」渡辺佐平教授還暦記念論文集『金融論研究』法政大学出版局、1964年)や今宮謙二氏(「不換制下における度量標準の問題点」中央大学『経理研究』第16号、1972年)などがおられる。
- 48) かかる説をとる論者としては、他に麓健一氏(『貨幣論』有斐閣、1966年)などがおられる。なお、論争を取り扱う際、諸家がインフレーション研究史においてそれぞれに果たされた役割については本稿ではさしあたり捨象することにする。
- 49) 遊部久蔵『インフレーションの基礎理論』思潮書林、1948年、39ページ。
- 50) 遊部、同上書、74ページ。
- 51) 遊部、同上書、40ページ。
- 52) 久留間、前掲論文、82ページ。
- 53) 三宅義夫『貨幣信用論研究』未来社、1956年、63ページ。
- 54) 三宅、同上書、99ページ。
- 55) 飯田繁「需給論・市場価格論と紙幣減価論——紙幣インフレーション謬論の検討——」『経済学年報』第30集、1970年、44ページ。
- 56) 飯田繁『貨幣・物価の経済理論』新評論、1983年、354ページ。
- 57) 岡橋保『金の価格理論』日本評論新社、1956年、199ページ。

- 58) 岡橋, 同上書, 208 ページ。
- 59) 岡橋保『現代インフレーション論批判』日本評論社, 1967年, 50 ページ。
- 60) 三宅, 前掲書, 94 ページ。
- 61) 岡橋『金の価格理論』, 202 ページ。
- 62) 三宅, 前掲書, 99 ページ。
- 63) 三宅, 同上書, 80 ページ。
- 64) 三宅, 同上書, 87 ページ。
- 65) 飯田, 前掲書, 304 ページ。
- 66) 飯田, 同上書, 305 ページ。
- 67) 飯田, 同上書, 365-66 ページ。
- 68) 岡橋『現代インフレーション論批判』, 12 ページ。
- 69) 岡橋, 同上書, 58 ページ。
- 70) Kr., S.100. 邦訳 157 ページ。
- 71) Kr., S.100. 邦訳 157 ページ。
- 72) 「貨幣度量標準は、一方では純粹に慣習的であるが、他方では一般的な効力を必要とするので、結局は法律によって規制されることになる」(K., S.115. 邦訳 133 ページ。)
- 73) K., S.142. 邦訳 167 ページ。
- 74) Kr., S.98-99. 邦訳 154-55 ページ。
- 75) なるほど、フランス語版『資本論』の当該箇所では度量標準の事実上の切下げのことは論じられておらず、紙幣の代表金量の低下のことが語られている。「紙幣の総量がかくあるべき総量の二倍になれば、1/4 オンスの金を代表していた 1 ポンド・スターリング券は、もはや 1/8 オンスの金しか代表しない。結果は、金が価格の尺度標準としての機能において変質を受けたばあいと、同じになる」(K. Marx, *Le Capital*, Editeurs Maurice Lachatre et Cie, Paris 1872-1875, p.53. 江夏美千穂・上杉聰彦訳『フランス語版資本論』上巻, 法政大学出版局, 1979年, 108 ページ), と。紙幣の過剰によって生じる事態は現行版『資本論』では度量標準の事実上の切下げであると説かれ、フランス語版では紙幣の代表金量の低下として説明されている。しかしこうした『資本論』の現行版とフランス語版との相違は、私からみれば紙幣の代表金量の低下と度量標準の事実上の切下げとが等しい事態であることをむしろ証明するものである。
- 76) 遊部, 前掲書, 75 ページ。
- 77) 久留間, 前掲論文, 82 ページ。
- 78) 久留間, 同上, 83 ページ。
- 79) 遊部, 前掲書, 9 ページ。

- 80) Kr., S.55. 邦訳 85 ページ。
- 81) K., S.113. 邦訳 130 ページ。
- 82) K., S.113. 邦訳 130 ページ。
- 83) 私は、このような見地から不換紙幣の専一的流通下にあっても度量標準は厳密な意味でも存在するとみる。久留間氏は「不換紙幣流通下においては、度量基準はもはや厳密な意味では存在しない」(前掲論文, 86 ページ)と主張されるが、竹村脩一氏なども言うておられるように、「変動し、固定できない価格の度量標準は、しかし所与の時点では一定の金分量として存在している」からである(竹村脩一「価格の度量標準に関する一考察」大分大『経済論集』第 23 巻第 3 号, 1971 年, 16 ページ)。
- 84) Kr., S.90. 邦訳 141-42 ページ。「価格の度量標準の事実上の引下げといった諸混乱を防ぐために、近代においては、法律をもって重量不足が一定の程度に達した金貨を回収するという方法が採られるようになっていた。いわゆる最軽量目の規定である。……これらはいいかえれば、上の観念化を立法者自身認め、それによってもたらされる右の諸結果を排除せんとしたものである」(三宅, 前掲書, 143 ページ)。
- 85) Kr., S.98-99. 邦訳 155 ページ。
- 86) 紙幣の過剰によって 2 億 1000 万枚の紙幣が 1400 万ポンド・スターリングの金の代理者に転化されたことは、国家がポンド券を以前の 15 分の 1 の重量しかない金の代理者にしたこと他に、国家がポンド券を以前の 15 分の 1 の価値しかない金属の代理者にしたのともちょうど同じであろう、と『経済学批判』で語られている。しかしこうした事態は価格の度量標準の変更ではなくて価値尺度として機能する商品の変更であるから、『資本論』でいうところの「価格の尺度としての金の機能が変わえられた」事態にはあてはまらないように思われる。
- 87) この文章では何と何が何の点で比較されているかということがひとつの論争点をなしている。遊部氏は、この文章では価値関係に基づかぬ名目的な物価騰貴という点で紙幣減価と度量標準の切り下げとの比較、その単なる結果的同一が述べられているだけであると主張される(遊部, 前掲書, 11, 68 ページ)。これに対し三宅氏は、比較は物価騰貴という点においてではなく貨幣名の表す金量の低下という点で法定的な度量標準の切り下げと事実上の度量標準の切り下げとの間で行われていると述べておられる(三宅, 前掲書, 85-86 ページ)。
- 88) 遊部氏と同様に紙幣の代表金量の低下が度量標準の切下げを意味しないとみる久留間氏は、紙幣に「独自の価値規定」をあたえることによって、紙幣と商品とを対置させ物価騰貴を説いている(久留間, 前掲論文, 94-95 ページ参照。なお、氏がこうした理論を展開されるにいたったのは、インフレーションを「一つの物価問題

として、すなわち競争過程を通じての商品の市場価格の変動の問題として」とらえようという問題意識があったからであるが、これについては、同「マルクス紙幣減価論の理解のために」立教大『立教経済学研究』第21巻第3号、1967年、もあわせて参照されたい。

- 89) 本稿では『資本論』の1巻レベルを前提として話を進めている。したがってまた、価格の価値からの乖離も捨象している。現象を法則に適合的な形で考察するためである。
- 90) Vgl. Kr., S.91. 邦訳143ページ参照。
- 91) 飯田、前掲書、358ページ。
- 92) Kr., S.100. 邦訳157ページ。
- 93) 岡橋『現代インフレーション論批判』、58ページ。
- 94) インフレーションの主要問題が『資本論』の1巻レベルにあるということは岡橋氏によって三宅氏批判として既に暗示されていたところであった（岡橋、同上書、42ページ）。
- 95) 金市場価格と事実上の度量標準の現実的関連などから、管理通貨制度のもとでは不換銀行券が直接的交換可能性の地位を独占したことを説くものとして、田中素香「管理通貨制と金の価値尺度機能の廃棄」東北大学『経済学』第51巻第2号、1989年、などがある。